

高齢者の補聴器購入費を助成します

聴力機能の低下によってコミュニケーションがとりにくい中等度難聴の高齢者を対象に、安心・快適な日常生活を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- (2) 市内に住所を有する満65歳以上の方
- (3) 両耳の聴力レベルの平均が40デシベル以上70デシベル未満の方
(指定医が作成した医師意見書が必要)

※市内の指定医は、公益財団法人丹後中央病院 耳鼻咽喉科、のびはらクリニックです

- (4) 補装具費の支給の対象とならない方
- (5) 市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯

中等度難聴 (およそ40デシベル~70デシベル) とは？

通常の会話は60デシベルとされており、中等度難聴は、普通の大きさの会話での聞き間違いや聞き取りにくさを感じるレベルで、日常生活で支障がある聴力レベルです。

助成額及び条件

補聴器本体（イヤモールド含む）購入費用として

- ※ 1人1回限り
- ※ 交付対象経費に1/2を乗じて得た額で、20,000円が上限です。
- ※ 台数に関わらず購入費用に対して助成します。
- ※ 受診費用、修理費等は対象となりません。
- ※ 交付決定通知の前に購入したものは対象となりません。

※手続きの流れは裏面

助成金支給までの流れ

① 対象者要件を確認(表面)

② 耳鼻咽喉科を受診する

市から「医師意見書（様式第 2 号）」（以下（意見書）という。）を受取り、都道府県知事が指定した医師に意見書の作成を依頼してください。

※受診や意見書作成に係る費用は自己負担です。

「意見書」設置場所：障害者福祉課、各市民局（峰山を除く）、市ホームページ

③ 申請書を提出する

「申請書（様式第 1 号）」に「意見書」と「購入を予定する補聴器の見積書」を添えて障害者福祉課又は各市民局（峰山を除く）へ提出してください。

「申請書」設置場所：障害者福祉課、各市民局（峰山を除く）、市ホームページ

④ 市が交付決定通知書を交付する

市は申請内容を審査し、助成決定者には「交付決定通知書」及び「助成金交付請求書」を送付します。

⑤ 補聴器を購入する

補聴器を購入し、業者から「領収書」を受け取る。

⑥ 助成金を請求する

「助成金交付請求書」に「領収書（原本）」を添えて、障害者福祉課又は各市民局（峰山を除く）へ提出してください。助成金を指定口座へ振込みます。

【問い合わせ先】

京丹後市 健康長寿福祉部障害者福祉課

〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 番地

TEL：0772-69-0320 FAX：0772-62-1156